

歯科施設基準に関するご案内

当院は、厚生労働省の定める施設基準に適合し、下記の診療報酬項目について関東信越厚生局へ届出を行い、適切な体制のもと診療を行っております。

■ 歯科口腔リハビリテーション料2

顎関節症や口腔機能の低下などに対し、機能回復を目的とした歯科口腔リハビリテーションを実施しております。専門的な評価に基づき、計画的に口腔機能の改善を図ります。

■ クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で装着したクラウン（被せ物）およびブリッジについて、装着後2年間の維持管理を行っております。万が一、不具合や破損等が生じた場合には、速やかに対応いたしますのでご相談ください。

※定期的な受診が必要となります。

■ 歯科治療時医療管理料

高血圧症、心疾患、糖尿病などの全身疾患をお持ちの患者様に対し、血圧や全身状態を適切に管理しながら、安全に歯科治療を行う体制を整えております。

■ 初診料（歯科）の注1に規定する施設基準

当院では、院内感染防止対策および医療安全対策について、厚生労働省の定める基準を満たしております。

- ・感染防止対策の徹底
- ・医療安全管理体制の整備
- ・緊急時対応設備の設置
- ・スタッフ研修の実施

患者様に安心して治療を受けていただける環境づくりに努めております。